

## 川崎市 広告募集説明書（印刷物広告媒体資料）

募集件名	平成29年度版中原区ガイドマップ			
募集の内容	<p>中原区の転入者、希望する区民のみなさんに配布する中原区ガイドマップの広告枠販売です。このガイドマップは区の概要や公共情報、防災拠点等で構成され、25,000部発行しています。区役所区民課窓口にて転入者に配布するほか、各課窓口、中原市民館、川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)などで希望者にお配りしています。</p> <p>別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。          広告の掲載を希望する事業者様又は広告代理店様は、別紙申込書により期間内に申し込んでください。</p>			
発行部数	25,000部			
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申込資格	<p>(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。</p> <p>(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。</p>			
選定基準	添付資料【中原区ガイドマップ広告掲載要領】及び【選定基準】のとおり			
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
	期間	平成28年11月9日	から	平成28年11月30日 16時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。			
	期間	平成28年11月9日	から	平成28年11月30日 16時 まで
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。		
担当部署	中原区役所まちづくり推進部地域振興課相談情報担当			
	住所	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245		
	電話・FAX	電話	044-744-3153	FAX 044-744-3346
	eメール	<a href="mailto:65tisin@city.kawasaki.jp">65tisin@city.kawasaki.jp</a>		

【添付資料】  なし  あり (広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書、中原区ガイドマップ広告掲載要領、選定基準)

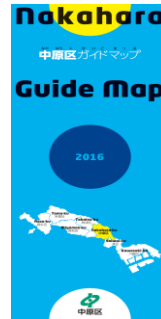
川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

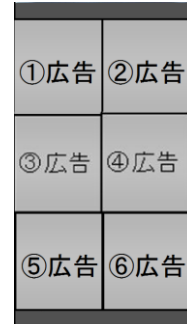
### 広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

#### 1 印刷物の概要

<b>名称</b>		平成29年度版中原区ガイドマップ		
<b>規格</b>	<b>判型</b>	A1判(2つ折+変則ジャバラ折)		
	<b>ページ</b>	12ページ		
<b>発行部数</b>		25,000部		
<b>発行頻度</b>		年に1回		
<b>発行日</b>		平成29年3月27日		
<b>配付期間</b>		平成29年4月1日～配布終了まで		
<b>配付エリア</b>		中原区内		
<b>配付対象者</b>		主に中原区への転入者。そのほか、中原区役所や中原市民館、川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)の来訪者など希望する区民。		
<b>内容等</b>		中原区の概要や区内の公共施設、防災拠点が掲載されています。		
<b>配付方法</b>		<転入者>区民課窓口にて転入手続きにみえた方へお渡しします。その他、大規模マンション入居予定者への転入説明会にて配布する場合があります。 <来訪者>中原区役所各課窓口、中原市民館、川崎市総合福祉センター窓口、小杉行政サービスコーナーにて希望者に配布します。その他、区内のイベントにて配布する場合があります。		
<b>発行元</b>		中原区役所まちづくり推進部地域振興課		



表紙



裏表紙(広告面)

#### 2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税込)
①～⑥:裏表紙	縦:90mm 横:80mm	6枠	多色刷り	43,200円

<b>広告掲載が望ましくない業種・内容</b>	「中原区ガイドマップ広告掲載要領」第2条第1号から第7号に該当しない事業者とします。 主に転入者への新生活を支援する目的にそぐわないものは不可とします。		
<b>入稿締切</b>	平成28年12月21日 午後5時まで	<b>入稿形態</b>	イラストレーター
<b>留意事項</b>	※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ※ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。 ※ 中原区役所広告物審査委員会において審査を行います。 ※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。		